

議案第27号

鹿屋市監査委員条例の一部改正について

鹿屋市監査委員条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月21日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市監査委員条例の一部を改正する条例

鹿屋市監査委員条例（平成18年鹿屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第243条の2第3項」を「第243条の2の7第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、引用する法律の条項を改めたいので、本案を提出するものである。